

青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例施行手続に関する訓令

(平成14年3月6日警察本部訓令第2号)

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例施行手続に関する訓令を次のように定める。

青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例施行手続に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例(平成13年岩手県条例第76号。以下「条例」という。)及び青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例施行規則(平成14年岩手県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)の施行手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出書の審査等)

第2条 署長は、条例及び規則の規定による届出書の提出があったときは、当該届出書及び添付書類を審査して、誤りがないことを確認した上で当該届出書に日付印を押印しなければならない。

2 署長は、前項の審査を行った結果、届出書又は添付書類と事実とが相違している場合は、明らかに虚偽の届出であると認めるときを除き、直ちに届出をした者に対し、当該届出書の補正を求めなければならない。

(届出書正本の移送等)

第3条 規則第5条第3項の規定に基づき、他の署長の管轄に係る届出書の提出を受けた署長は、第2条の審査を行った上、速やかに届出に係る所在地を管轄する署長に届出書の正本を移送しなければならない。

(届出書副本の送付)

第4条 署長は、届出書の副本を、速やかに生活安全部少年課長(以下「少年課長」という。)に送付しなければならない。

(中止命令)

第5条 条例第8条に基づく命令は、中止・除却命令書(様式第1号)によるものとする。ただし、必要により口頭で行うことができる。

2 前項の規定により、口頭で命令を行った場合は、遅滞なく中止命令書を交付しなければならない。

(違反広告物の除却命令等)

第6条 条例第9条第1項の規定に基づき、違反広告物、ビラ等の除却その他必要な措置を命じる場合は、中止・除却命令書により行うものとする。ただし、必要により口頭で行うことができる。

2 前項の規定により、口頭で命令を行った場合は、遅滞なく除却命令書を交付しなければならない。

(命令又は除却実施結果の報告)

第7条 条例第8条又は第9条第1項の規定に基づき、警察職員が中止命令又は除却命令を行った場合は、中止・除却命令実施結果報告書(様式第2号)により、速やかに署長に報告しなければならない。

2 署長は、警察職員が前項の命令を行った場合、中止・除却命令実施結果報告書の写しを作成し、少年課長を経由して本部長に報告しなければならない。

3 署長は、警察職員が第1項の命令を行った場合は、その結果を中止・除却命令実施簿

(様式第3号)に記載しなければならない。

(除却実施結果の報告)

第8条 条例第9条第2項から第5項の規定に基づき、警察職員が違反広告物又はビラ等の除却を行った場合は、違反広告物除却報告書(様式第4号)により、速やかに署長に報告しなければならない。

(物件の提出要求)

第9条 警察職員は、必要があると認める場合は、書類その他の物件の所持人に対し当該物件の提出を求めるものとする。

2 警察職員は、前項の規定により物件の提出を受けた場合は、提出物件目録(様式第5号)を作成し、その写しを提出者に交付しなければならない。

3 警察職員は、提出物件の所有者がその所有権を放棄する旨の意思を表示したときは、所有権放棄書(様式第6号)の提出を求めなければならない。

4 警察職員は、第2項の提出物件を返還するに当たっては、提出物件還付請書(様式第7号)と引換えに行わなければならない。

(報告及び資料の提出要求)

第10条 公安委員会が条例第10条第1項の規定に基づき、報告を求めた場合において、署長が利用カード販売等業者から口頭による報告を受けたときは、事情聴取報告書(様式第8号)を作成するものとする。

2 公安委員会が条例第10条第1項の規定に基づき、資料の提出を求めた場合において、利用カード販売等業者から資料の提出があったときは、第9条の規定を準用する。

(届出台帳の整備等)

第11条 生活安全部少年課及び署に利用カード販売等届出台帳(様式第9号)を備え付けるものとする。

2 少年課長及び署長は、前項の台帳に、届出事項その他条例違反についてとった事件送致の措置等必要事項を記載しなければならない。

3 少年課長及び署長は、条例第3条第2項の規定による廃止届出があったときは、利用カード販売等届出台帳を削除するものとする。

(関係書類の保存)

第12条 中止・除却命令実施簿、届出書、台帳その他関係書類は、岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規則(平成13年岩手県公安委員会規則第6号)に定めるところにより保存しなければならない。

附 則

1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

2 テレホンクラブ等営業の規制に関する条例施行手続に関する訓令(平成8年警察本部訓令第22号)は、廃止する。

人定事項確認方法

運転免許証で確認

(その他)

性風俗関連特殊営業と認定した理由

営業の名称、呼称、電話番号、その他料金等に関する記載

行為者からの聴取事項又は行為者の申し立て事項

様式第3号(第7条関係)

中止・除却命令実施簿

| 番号 | 命令年月日 | 命令を受ける者 | 適用条項 | 命令者 |
|----|-------|---|------|-----|
| | 命令内容 | 本籍 | | 階 級 |
| | 中止・除却 | 住所 | | |
| | 命令年月日 | 氏名 | | 氏 名 |
| | 年 月 日 | 生年月日 年 月 日 | | |
| | 命令内容 | 本籍 | | 階 級 |
| | 中止・除却 | 住所 | | |
| | 命令年月日 | 氏名 | | 氏 名 |
| | 年 月 日 | 生年月日 年 月 日 | | |
| | 命令内容 | 本籍 | | 階 級 |
| | 中止・除却 | 住所 | | |
| | 命令年月日 | 氏名 | | 氏 名 |
| | 年 月 日 | 生年月日 年 月 日 | | |
| | 命令内容 | 本籍 | | 階 級 |
| | 中止・除却 | 住所 | | |
| | 命令年月日 | 氏名 | | 氏 名 |
| | 年 月 日 | 生年月日 年 月 日 | | |

様式第4号(第8条関係)

| | | |
|--|--|--|
| | | 年 月 日 |
| 警察署長 様 | | |
| 所属 | | 警察署 課・交・駐 |
| 階級 | | 氏名 ㊟ |
| <p>違反広告物除却報告書</p> <p>風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律又は青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例に基づき、性風俗関連特殊営業の広告物又はビラ等を除却したので報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> | | |
| 除却従事者 | 階級 | 氏名 他 名 |
| 営業種別 | ファッションヘルス等(デートクラブ) 電話異性紹介営業 アダルトビデオ等通信販売 その他() | |
| 除却日時 | 年 月 日 午前・後 時 分 ~ 午前・後 時 分 | |
| 除却場所 | (目標物) | |
| 広告物等 | 種別 | 張り紙 張り札 立看板 その他() |
| | 宣伝内容 | 別添のとおり。 |
| | 除却枚数等 | 種類 枚 |
| | 貼付物件 | 電話ボックス 電柱 その他() |
| 除却理由 | 風適法 | <p>保護対象施設()から200m以内</p> <p>規制区域内に表示・頒布された上記広告物に記載された名称、電話番号等により、法に基づく性風俗関連特殊営業の営業開始の届出の有無について照会した結果、公安委員会への届出がなされておらず、営業者の事務所等を知ることができなかった。</p> <p>照会先 署生活安全課(取扱者)</p> |
| | 条例 | 上記広告物又はビラ等は、性風俗関連特殊営業の広告物又はビラ等であり、青少年の健全育成上早急に除却する必要があった。 |
| 備考 | | |
| 廃棄年月日 | 年 月 日(担当者) | |

様式第5号（第9条関係）

| | | | |
|--|-------|-------|-----|
| <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">提 出 物 件 目 録</p> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">警察署</p> <p style="margin: 0;">階級 氏名 印</p> <p style="margin: 0;">提出者が提出した下記目録の物件を受領した。</p> <p style="margin: 0;">記</p> | | | |
| 提 出 者 | 住 所 | | |
| | 氏 名 | (歳) | |
| | 提出年月日 | 年 月 日 | |
| 目 録 | | | |
| 番号 | 品 名 | 数 量 | 備 考 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 上記物件の提出者と所有者が異なる場合の所有者の住所、氏名 | | | |
| 番号 | 住 所 | 氏 名 | |
| | | | |
| | | | |

物件の提出を受けた警察職員は、この提出物件目録の写しを提出者に交付すること。
 「物件の提出者と所有者が異なる場合の所有者の住所、氏名」欄の番号は、目録欄の品名に付された番号と同一のものとする。

様式第6号(第9条関係)

| | | | |
|--|-----|-----|-----|
| <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">所 有 権 放 棄 書</p> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 100px;">警察署長</p> <p style="margin: 0 0 0 150px;">様</p> <p style="margin: 10px 0 0 100px;">住所</p> <p style="margin: 10px 0 0 200px;">氏名 ㊟</p> <p style="margin: 0 0 0 100px;">下記目録の物件について所有権を放棄します。</p> <p style="margin: 0 0 0 150px;">記</p> | | | |
| 目 録 | | | |
| 番号 | 品 名 | 数 量 | 備 考 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 取 扱 者 | | | |
| 所属 | | | |
| 階級 | 氏名 | ㊟ | |

様式第7号（第9条関係）

提出物件還付請書

年 月 日

警察署長

様

住所

氏名

印

下記目録の物件の還付を受け、領収しました。

記

目 録

| 番号 | 品 名 | 数 量 | 備 考 |
|----|-----|-----|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

取 扱 者

所属

階級

氏名

印

様式第 8 号 (第10条関係)

| | | |
|---|------------|--------------|
| 事 情 聴 取 報 告 書 年 月 日 様 所属 階級 氏名 ⑩ | | |
| 報告の件名 | | |
| 被 聴 取 者 | 氏 名 年 齢 | 年 月 日生 (歳) |
| | 住 所 | 電話 () |
| | 職 業 | |
| 聴 取 日 時 | | |
| 聴 取 場 所 | | |
| 本職が、みだしの件につき、上記被聴取者から事情聴取した結果は、次のとおりであるから報告する。 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

備考 報告内容については、所定の欄に続き、横罫紙に記載して添付すること。

様式第9号(第11条関係)

利用カード販売等届出台帳

| | | | | | | | |
|--|---|--------------|---------|-------|--|--|--|
| 受理番号 | | | | 受理年月日 | | | |
| 氏名 ふりがな 氏名 (法人にあつては、その 名称及びその代表者の氏名) | | | | | | | |
| 住所 | | 〒() () 局 番 | | | | | |
| 本籍 | | | | | | | |
| 生年月日 | | 年 月 日生(歳) | | | | | |
| 利 用 カ ー ド 販 売 所 等 | 名称 ふりがな | | | | | | |
| | 所在地 | | | | | | |
| | 利用することができる無店舗型 電話異性紹介営業に係る広告 又は宣伝を行う場合に当該営業を 示すものとして使用する呼称 | | | | | | |
| | 利用カード 販売等の形態 | | | | | | |
| | 構造及び設備の概要 | | | | | | |
| | 電話番号 | | () 局 番 | | | | |
| | 自動販売機 | 台数 | | | | | |
| 機種 | | | | | | | |
| 製造番号 | | | | | | | |
| 開始予定年月日 | | 年 月 日 | | | | | |

| | | | |
|--|--|--------------------|--------------------------------|
| 統 括 管 理 者 | ふ り が な 氏 名 | | |
| | 住 所 | 〒 (-) | |
| | 本 籍 | | |
| | 生 年 月 日 | 年 月 日生 (歳) | |
| 土 地 又 は 建 物 の 所 有 者 | ふ り が な 氏 名 (法人にあっては、その名 称及びその代表者の氏名) | 土地の所有者 建物の所有者 | |
| | 住 所 | 〒 (-) | |
| 法 人 に あ っ て は 、 そ の 役 員 | 代 表 者 | ふ り が な 氏 名 | |
| | | 住 所 | 〒 (-) () 局 番 |
| | | 本 籍 | |
| | | 生 年 月 日 | 年 月 日生 (歳) |
| | そ の 役 員 | ふ り が な 氏 名 | |
| | | 住 所 | 〒 (-) () 局 番 |
| | | 本 籍 | |
| | | 生 年 月 日 | 年 月 日生 (歳) |
| | そ の 役 員 | ふ り が な 氏 名 | |
| | | 住 所 | 〒 (-) () 局 番 |
| | | 本 籍 | |
| | | 生 年 月 日 | 年 月 日生 (歳) |
| 備 考 | | | |

